

東京農業大学校友会三重県支部会則

(名 称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会三重県支部という。

(目 的)

第2条 この会は、東京農業大学校友会本部との連絡をはかり、会員相互の親睦と発展に寄与することを目的とする。

(事 務 所)

第3条 この会の事務所は、支部長宅におく。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 会員の集会及び会議
- 2 支部会員の名簿作成及び情報の収集
- 3 本部及び他県支部との連絡調整
- 4 その他目的を達成するために必要なこと

(会 員)

第5条 この会の会員は、三重県在住の東京農業大学出身者(正会員)、または三重県出身の東京農業大学学生(準会員)とする。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおき、支部総会で選出する。任期は4年とする。但し、再選は妨げない。又、会計は支部長もしくは幹事長の兼務とする。

- | | | |
|---|---------------|-----------------|
| 1 | 支部長 | 1名 |
| 2 | 副支部長 | 1名 |
| 3 | 幹事長 | 1名 |
| 4 | 代議員 | 2名 |
| 5 | 理事(各ブロック) | 若干名 |
| | " (名簿管理) | (幹事長の兼務) |
| | " (就職支援担当) | 若干名 |
| 6 | 会計 | (支部長もしくは幹事長の兼務) |
| 7 | 監事 | 2名 |
| 8 | 顧問 | 若干名 |

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 支部長は、支部を統括し、この会を代表する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、支部長の命により会務を執行する。
- 4 代議員は、本部総会及び代議員会にこの会を代表するものとし、支部長とともに出席する。
- 5 理事は、他の役員と役員会を組織し、重要事項その他を審議する。
- 6 会計は、会計事務を担当する。
- 7 監事は、会計執行状況を監査する。
- 8 顧問は、支部の活動、運営に関して指導又は助言することができる。

(会 議)

第8条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回開催し支部長がこれを招集し開催する。
但し、支部長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じて支部長が招集し開催する。
- 4 総会及び役員会の議長は、支部長が当たる。
- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で議決する。

(部会の設置)

第9条 支部に教職員部会・女性部会を置くことができる。 部会の組織については、別に定める。

(会 費)

第10条 この会の経費は、会費・交付金・寄付金・その他を持って充てる。

- 2 会費は、年1,000円とし、隔年に2年分を徴収する。

(年 度)

第11条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付 則)

この会則は、平成30年 7月 8日から施行する。

この会則は、令和 5年 7月30日から施行する。